

附属学校教員の勤務について

7月13日（月）

本学附属学校の教員は、平成16年4月、北海道教育大学が国立大学法人に移行したことにより、従来の国家公務員から団体職員となりました。

法人に移行するにあたり、人事制度上の扱いをどのようにするのかという検討が平成15年度に行われ、その結果、現在の組織体制となったものです。

その際、附属教員については、勤務態様の特殊性（教員の勤務態様は、自発性・創造性によるところが大きく、上司の命令に従って一定時間働くことで成果が出るというものではないこと）に大きな変更はないため、法人化以前と同様に、通常の業務においては超過勤務を命じないこととし、時間外勤務等の労使協定、いわゆる「36協定」については締結しないこととして、今日に至りました。

今般、本年5月20日に札幌中央労働基準監督署の調査があり、実態として、正規の勤務時間を超えて何らかの業務に従事している場合は、「36協定」を締結し、超過勤務を命ずるべきとの指摘を受けました。

このことを踏まえ、本年7月7日、「時間外勤務または休日勤務に関する労使協定」を締結しました。今後もより一層、本校教員の勤務時間の管理を徹底するとともに、健康障害防止に努めてまいります。